

2026年5月15日

各位

会社名 丸三証券株式会社
代表者名 代表取締役社長 菊地 稔
(コード番号 8613 東証プライム)
問合せ先 執行役員企画部長 吉岡 一哉
TEL 03-3238-2301

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2026年5月15日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2026年6月19日開催予定の第106期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更理由

- (1) 第22条に定める代表取締役の人数の上限及び代表取締役の役割についての定めを削除するとともに、役付取締役の内、会長、社長を取締役会長、取締役社長へ名称変更し、副社長、専務取締役及び常務取締役を役付取締役から削除するものであります。
- (2) 会社法第370条の定めに従い、必要が生じた場合に取締役会を開催せず、書面又は電磁的記録により取締役会の決議があったものとみなすことを可能にするための規定を、第23条第7項に追加するものであります。
- (3) 改正履歴を和暦から西暦に変更するものであります。

2. 変更内容

変更の内容は次の通りであります。

下線部変更箇所

現行	変更案
(代表取締役及び役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議により代表取締役を定める。 <u>代表取締役は5名以内とし、各自会社を代表し取締役会の決議に従い業務を執行する。</u>	(代表取締役及び役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議により代表取締役を定める。

現行	変更案
<p>② 取締役会は、その決議により会長及び社長各1名、<u>副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名</u>を定めることができる。</p> <p>(取締役会)</p> <p>第 23 条 (略)</p> <p>(新 設)</p> <p>昭 19. 3 . 22 制定</p> <p>(略 (和暦))</p> <p>令 7. 6 . 20 改正</p>	<p>② 取締役会は、その決議により<u>取締役会長及び取締役社長各1名</u>を定めることができる。</p> <p>(取締役会)</p> <p>第 23 条 (現行通り)</p> <p>⑦ <u>当社は、会社法第 370 条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>1944年 3月22日 制定</p> <p>(現行通り (西暦に変更))</p> <p>2025年 6月20日 改正</p> <p>2026年 6月19日 改正</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2026年6月19日
定款変更の効力発生日	2026年6月19日

以 上